

## 土壌汚染対策制度に関するQ&A

### <1 制度全般>

No	質問	回答
1-1	形質変更届や調査報告書の鑑に押印は必要か。	鑑の押印は不要です。ただし、届出事業者の社員の方などが提出される場合は、その方が届出事業者に所属されていることを示す書面(社員証など)を確認させていただきます。また、届出者等に直接連絡を取り提出の意思があることを確認させていただく場合があります。
1-2	届出書や報告書は何部提出する必要があるのか。	大阪府にご提出いただく書類は1部で結構ですが、土地の履歴や調査結果等を確実に残すため、副本又はデータを保管するようにしてください。なお、提出部数の取扱いは自治体ごとにより異なりますので、ご注意ください。
1-3	大阪府内で土地の形質変更の予定があり、どこに相談すればよいか。	届出・お問い合わせ先を以下のページからご確認ください。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/notification.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/notification.html</a>
1-4	ある土地について、過去に水質汚濁防止法等における有害物質の使用があったかどうかを知りたい。住所を伝えるので、教えてもらえないか。	有害物質の使用有無については、府に届出されている事業所情報等をもとに回答しています。そのため、住所のみではなく、過去の土地の利用履歴等をもとに事業所の名称を特定いただき、下記HPの「問い合わせ様式」により申請をお願いします。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tokuteisetsu.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tokuteisetsu.html</a>

### <2 法第3条関係>

No	質問	回答
2-1	ある土地について、土壌汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項ただし書の確認を受けているかどうかを知りたい。	下記HPにおいて、府が把握するただし書確認を受けた土地の情報を公開しています。注意事項を確認いただいた上で、参考にしてください。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tadasigaki.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/tadasigaki.html</a>
2-2	法第3条第1項ただし書の都道府県知事の確認を受けた土地の形質変更届(法第3条第7項)は、着手日の何日前までに提出する必要があるのか。	法第3条第7項の形質変更届があった場合は、必ず調査命令が発出され、それに基づき調査を行っていただく必要があります。調査により基準超過が認められた場合、区域指定されることになります。そのため、余裕を持った計画・相談をお願いします。
2-3	調査契機となる「有害物質使用特定施設等の使用を廃止したとき」の中に、「(下水道法による届出対象施設を含む)」と記述されているが、水質汚濁防止法と同様に、下水道法届出施設で有害物質を使用していた場合に対象となるということか。	お見込みのとおりです。(土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行(平成31年4月1日)に伴う通知(令和4年3月改正)の記の第3の1(2)②ア参照)

### <3 法第4条関係>

No	質問	回答
3-1	掘削深度が50cmに満たない場合は、形質変更面積が3,000㎡を超過していても法第4条第1項の届出は不要か。	法第4条第1項各号に該当しない場合は届出が必要となります。例えば、掘削深度が50cm未満であっても、土壌の飛散・流出を伴う場合や形質の変更を行う土地からの掘削土壌の搬出がある場合は、届出が必要となります。(法施行規則第25条参照)
3-2	建築物の解体を予定しているが、届出対象となるか。	建築物の解体だけでは、形質変更には該当しません。基礎部分の撤去等により、土壌部分までを変更する場合には、面積要件等により届出対象となるケースがあります。
3-3	敷地面積が3,000㎡を超過する事業場敷地の一部の形質変更を計画しているが、法第4条第1項の届出は必要か。なお、当該敷地において有害物質使用特定施設や有害物質使用届出施設等が存在していた履歴はない。	届出対象か否かは敷地面積ではなく、形質変更面積で判断します。本事例の場合は、形質変更面積が3,000㎡以上の場合届出が必要となります。
3-4	傾斜のある土地で形質変更を行う場合、その面積はどのように求めることになるのか。	実際に掘削が行われる土地の平面投影面積で算定してください。(環境省Q&A 2.(法第4条関係)3参照)
3-5	アスファルト面のみを掘削する工事は、土地の形質の変更に当たるか。	アスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たりません。しかし、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たります。(環境省Q&A 2.(法第4条関係)20参照)

3-6	形質変更範囲が複数の自治体が管轄する土地にまたがる場合、どのように届出をするのか。	所管する自治体それぞれに届出をお願いしています。書類については、全体の形質変更面積を記載するとともに、届出する自治体域分の面積をそれぞれ記載いただき、添付資料は同じものを付けてご提出ください。(環境省Q&A 2.(法第4条関係)1参照)
3-7	工区を分け、順次工事を進める場合、どのように届出を行えばよいか。	工事が数年にわたるなど、一度に全工事対象区域について届出を提出することが困難な場合は、工区ごとに届出を行ってください。ただし、届出の要・不要の判断となる形質変更面積は工区ごとの工事面積ではなく、工事全体で見ることになりますのでご注意ください。(土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行(平成31年4月1日)に伴う通知(令和4年3月改正)の記の第3の2(2)①参照)

#### <4 土壌・地歴調査関係>

No	質問	回答
4-1	法第4条第1項の届出と合わせ、大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)により当該土地の利用の履歴及び管理有害物質の使用等の履歴などを報告する必要があるが、具体的にどのようなことを調べる必要があるのか。	対象となる土地の過去に渡る工場・事業場の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、過去の住宅地図や航空写真、登記簿謄本(土地、建物、商業)、関係者からの聞き取り等により調査いただくことになります。 年代は、農用地・山林が出現するまで、または概ね1945年頃まで遡って調査ください。 (「土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染に係る調査・対策の手引き」第4章 4-3参照)
4-2	単位区画の中心で試料採取ができない場合は、どのようにすればよいか。	区画の中心で試料採取ができない場合は、区画内の任意の地点でもって代えることができます。試料採取地点図等にその理由を記載してください。(法施行規則第10条の3第3項参照)

#### <5 法第12条関係>

No	質問	回答
5-1	溶出量基準超過により形質変更時届出区域において帯水層に接する工事を行う場合、どのように施工する必要があるか。	平成31年1月29日付け環境省告示第5号(土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準)に基づき、適切に施工してください。

#### <6 法第16条関係>

No	質問	回答
6-1	飛び地間移動及び区域間移動の場合、法第16条の届出が必要か。	法第16条に基づく届出が必要です。(土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行(平成31年4月1日)に伴う通知(令和4年3月改正)の記の第5の1(5)②参照)

#### <7 区域指定関係>

No	質問	回答
7-1	要措置区域と形質変更時届出区域の区別はどのようにされるのか。	法に基づく調査の結果、特定有害物質によって汚染されている土地と評価され、当該土壌汚染により人の健康被害が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合は要措置区域に、認められない場合は形質変更時届出区域に指定されます。(法第6条第1項、法施行令第5条参照)
7-2	ある土地について、現時点で、要措置区域または形質変更時届出区域に指定されているのかどうかを知りたい。	区域指定に関する情報については、HPで公表しています。詳しくは本府「土壌汚染・地下水汚染」のページをご覧ください。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/">https://www.pref.osaka.lg.jp/kankyohozen/jiban/</a>
7-3	複数の区画が区域指定されている敷地内において、一部の区画のみ措置を実施して指定解除することは可能か。	可能です。

7-4	区域指定されると、直ちに除去等の措置を講じなければならないのか。	要措置区域に指定された場合は、人への健康影響が生じることが考えられるため、措置の方法や期限について大阪府から指示し、速やかに措置を講じていただくことになります。(法第7条参照) 形質変更時要届出区域では、除去等措置の義務はありませんが、指定を受けた土地で形質変更を行う際には、法に基づく基準の遵守及び届出が必要となります。(法第12条参照)
-----	----------------------------------	---

<8 自主調査関係>

No	質問	回答
8-1	自主調査を実施したときは、大阪府に報告する必要があるか。	「大阪府土壌汚染に係る自主調査等の実施に関する指針(以下「自主調査の指針」という。)」に基づき報告することができます。また、自主調査により基準超過が確認された場合は、法または条例に基づく区域指定の申請をすることができます。(法第14条、条例第81条の21の4の3参照)
8-2	ある土地の自主調査を行う予定であるが、調査計画について予め確認してもらうことは可能か。	自主調査の指針に基づき、計画書等の提出があれば、必要な指導又は助言をさせていただきます。なお、自主調査は、法第3条第8項に規定する指定調査機関に委託するなど、法又は条例に定める方法に準じて行ってください。